日医発第531号（保137）
平　成　３０年　８月　６日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
横倉義武

検査料の点数の取扱いについて

平成30年7月18日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査（E3　1 件）を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取り扱う通知が示され、平成30年8月1日から適用となりました。

本通知の内容について､本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌10月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）
１．検査料の点数の取扱いについて
（平30．7．31　保医発0731第3号 厚生労働省保険局医療課長）
２．新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発 0731 第３号
平成 30 年７月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年３月５日付け保医発 0305 第１号）を下記のとおり改正し、平成 30 年８月１日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添１第２章第３部第１節第１款Ｄ００４－２(１)を次のように改める。

（１）　「１」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、ＰＣＲ法、ＳＳＣＰ法、ＲＦＬＰ法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、以下の遺伝子検査について、患者１人につき１回に限り算定する。（ただし、肺癌におけるＥＧＦＲ遺伝子検査については、再発や増悪により、２次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。また、早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてＢＲＡＦ遺伝子検査を実施した場合にあっては、Ｋ－ｒａｓ遺伝子検査又はＲＡＳ遺伝子検査

を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。）また、ＰＣＲ－ｒＳＳＯ法を用いてＢＲＡＦ遺伝子検査を実施した場合は、「ハ」のＫ－ｒａｓ遺伝子検査の所定点数を算定する。

ア～カ　（略）

キ　大腸癌におけるＥＧＦＲ遺伝子検査、Ｋ－ｒａｓ遺伝子検査、ＲＡＳ遺伝子検査又はＢＲＡＦ遺伝子検査

（参考：新旧対照表）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年３月５日付け保医発 0305 第１号）

改　正　後	現　　行
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第２章　特掲診療料 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 Ｄ００４－２　悪性腫瘍組織検査 （１）　「１」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、ＰＣＲ法、ＳＳＣＰ法、ＲＦＬＰ法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、以下の遺伝子検査について、患者１人につき１回に限り算定する。(ただし、肺癌におけるＥＧＦＲ遺伝子検査については、再発や増悪により、２次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。また、早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてＢＲＡＦ遺伝子検査を実施した場合にあっては、Ｋ－ｒａｓ遺伝子検査又はＲＡＳ遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。）また、ＰＣＲ－ｒＳＳＯ法を用いてＢＲＡＦ遺伝子検査を実施した場合は、「ハ」のＫ－ｒａｓ遺伝子検査の所定点数を算定する。 ア～カ　（略）	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第２章　特掲診療料 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 Ｄ００４－２　悪性腫瘍組織検査 （１）　「１」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、ＰＣＲ法、ＳＳＣＰ法、ＲＦＬＰ法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、以下の遺伝子検査について、患者１人につき１回に限り算定する。ただし、肺癌におけるＥＧＦＲ遺伝子検査については、再発や増悪により、２次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。 ア～カ　（略）

キ　大腸癌におけるＥＧＦＲ遺伝子検査、Ｋ－ｒａｓ遺伝子検査、ＲＡＳ遺伝子検査又はＢＲＡＦ遺伝子検査 （２）～（５）　（略）	キ　大腸癌におけるＥＧＦＲ遺伝子検査、Ｋ－ｒａｓ遺伝子検査又はＲＡＳ遺伝子検査 （２）～（５）　（略）

新たに保険適用が認められた検査

平成 30 年 7 月 31 日　保医発 0731 第 3 号（平成 30 年 8 月 1 日適用）

測定項目	**BRAF 遺伝子検査**
販 売 名	MEBGEN RASKET-B キット
区　　分	E3（改良項目）
測定方法	PCR-rSSO 法
主な測定目的	癌組織から抽出したゲノムDNA中のBRAF遺伝子変異（V600E）の検出 （切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌における治療選択の補助） （大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助）
準用点数	D004-2　「悪性腫瘍組織検査」 1　悪性腫瘍遺伝子検査 ハ　K-ras遺伝子検査　　2,100点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）の別添 1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第 2 章（特掲診療料）を以下のように改める。（変更箇所下線部） 第3部　検査 第1節　検体検査料 第1款　検体検査実施料 **D004-2 悪性腫瘍組織検査** （1）「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、ＰＣＲ法、ＳＳＣＰ法、ＲＦＬＰ法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、以下の遺伝子検査について、患者１人につき１回に限り算定する。（ただし、肺癌におけるＥＧＦＲ遺伝子検査については、再発や増悪により、２次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。また、早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてＢＲＡＦ遺伝子検査を実施した場合にあっては、Ｋ－ｒａｓ遺伝子検査又はＲＡＳ遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。）また、ＰＣＲ－ｒＳＳＯ法を用いてＢＲＡＦ遺伝子検査を実施した場合は、「ハ」のＫ－ｒａｓ遺伝子検査の所定点数を算定する。 ア～カ（略） キ　大腸癌におけるＥＧＦＲ遺伝子検査、Ｋ－ｒａｓ遺伝子検査、ＲＡＳ遺伝子検査又はＢＲＡＦ遺伝子検査 （2）～（5）（略）

（日本医師会医療保険課）